

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 解説 新旧対照表

赤字…改正部分

改正案	現行
<p data-bbox="241 419 398 443">第2条（第1項）</p> <p data-bbox="241 467 1077 571">1 本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、及び運用される。</p> <p data-bbox="226 647 1093 735">本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。</p> <p data-bbox="226 743 1093 959">なお、本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指している。<u>また、電気通信事業法は、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合にも適用されることから、当該外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる。</u></p>	<p data-bbox="1126 419 1283 443">第2条（第1項）</p> <p data-bbox="1126 467 1984 571">1 本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、及び運用される。</p> <p data-bbox="1111 647 1977 735">本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。</p> <p data-bbox="1111 743 1977 927">なお、本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指しているが、<u>電気通信事業法は、電気通信設備を国外のみに設置する者であって、日本国内に拠点を置かない者に対しては規律が及ばないものと解されており、そのような者は本ガイドライン第3条第1号に規定する「電気通信事業者」にも該当しないことから、本ガイドラインの適用対象外であると考えられる。</u></p>